

介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

2024 度から、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。
当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員等処遇改善加算の（Ⅰ）または（Ⅱ）を取得していること
2. 現行の介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行の介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

【加算の取得状況】 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容】

入職促進に向けた取組み
法人や事業所の経営理念や方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援
エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保
両立支援・多様な働き方の推進
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当者制等により業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理
業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
短時間勤務労働者等受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための取組
業務手順の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
5S活動（業務管理手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
厚労省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修の活用等）を行っている（誓約）
介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（ビジネスチャットツール含む）の導入（誓約）
やりがい・働きがいの醸成
ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

令和8年4月1日

医) 敦賀温泉病院デイケアゆらり